



菅田八幡宮

白鳥神社

恵比寿神社

白鳥神社

成松神社

菅田八幡宮

水主神社

菅田神社

石清水神社

## お知らせ

**森林の土地を取得したときは届出が必要です**

**問** なぜ届出制度ができたのですか？

**答** 森林所有者が分らないと、

①行政が森林所有者に対して助言できない。  
ない。

②事業体が間伐などをする時に所有者

に働き掛けて森林を集約化できない。

このことから、森林法を改正し、24年

4月に制度化されました。

**問** どのような場合に届出が必要ですか？

**答** 個人法人にかかわらず、売買契約の

ほか、相続、贈与、法人の合併などにより、

森林の土地を新たに取得した場合に、

事後の届出として森林の土地の所有者届

出が必要です。ただし、国土利用計画法

に基づく土地売買契約の届出(都市計画

区域5,000㎡以上、都市計画区域外

10,000㎡以上)をした場合には、

森林の土地の所有者届出は不要です。

**問** いつ届出を行うのですか？

**答** 所有者となった日から90日以内に、

取得した土地がある市町村に届出を行

います。

市に備付けている届出書に記入のう

え、次の書類を添付して提出してくださ

い。

①その森林の土地の位置を示す図面

②その森林の土地の登記事項証明書(写

しでもよい)、又は土地売買契約書、

相続分割協議の目録、土地の権利書

の写しなど権利を取得したことが分

る。

かる書類

**問** 届出を出さないとどうなるのですか？

**答** 届出をしない又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

【問合せ先】

事業部農林水産課

TEL 26・13003

## 石綿健康被害救済制度

労災保険法では、業務上で死亡した労働者の遺族補償給付などの請求権は5年時効となります。

しかし、石綿による健康被害が原因で業務上死亡したときは、5年以上経過していても石綿救済法の特例により34年3月27日まで特別遺族給付金の請求ができます。

【問合せ先】

香川労働局労災補償課

TEL 087・811・8921

## 1人でも雇ったら労働保険の加入手続を

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇えば、原則として業種・規模の如何を問わず、事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【問合せ先】

香川労働局労働保険徴収室

TEL 087・811・8917